

議案第 7 号参考資料

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例関係

- 1 大気汚染防止法の一部を改正する法律 平成 27 年 6 月 19 日公布 平成 30 年 4 月 1 日から施行
- 2 条例改正に係る上記 1 の内容
大気汚染防止法の排出口の定義に係る規定の位置が変更されたことに伴い、同法第 2 条第 1 2 項の特定粉じん排出等作業の定義に係る規定が、同法第 2 条第 1 1 項へ繰り上げられた。
- 3 施行期日
平成 30 年 4 月 1 日から施行
- 4 条例改正の内容
参考資料 2 のとおり

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

参考資料 2

改正後	改正前
<p>○川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例 平成11年12月24日条例第50号 (略) (作業実施基準)</p> <p>第67条の4 石綿排出等作業（大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）<u>第2条第11項</u>に規定する特定粉じん排出等作業（以下「特定粉じん排出等作業」という。）を除く。次項において同じ。）に係る基準（以下「作業実施基準」という。）は、規則で定める。</p> <p>2 石綿排出等作業を伴う建設工事を施工する事業者は、当該建設工事における石綿排出等作業について、作業実施基準を遵守しなければならない。</p> <p>(略)</p>	<p>○川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例 平成11年12月24日条例第50号 (略) (作業実施基準)</p> <p>第67条の4 石綿排出等作業（大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）<u>第2条第12項</u>に規定する特定粉じん排出等作業（以下「特定粉じん排出等作業」という。）を除く。次項において同じ。）に係る基準（以下「作業実施基準」という。）は、規則で定める。</p> <p>2 石綿排出等作業を伴う建設工事を施工する事業者は、当該建設工事における石綿排出等作業について、作業実施基準を遵守しなければならない。</p> <p>(略)</p>